

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の公布について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:前泊・石垣 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 482号
令和 4年 7月 1日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の公布について

今般、沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定により医師に対して義務付けられている届出について、新型コロナウイルス感染症に関しては、オミクロン株の性質を踏まえて、その届出事項を保健所等による患者への健康観察の支援が適切に行われるために必要な事項に最小化し、保健医療提供体制のひっ迫防止に資するよう、医療機関の負担軽減を図ることとし、このため、発生届の届出事項を規定している感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する旨を通知するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について (令和4年7月1日 (保ワ第344号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

健発0630第1号
令和4年6月30日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長 } 殿
{ 特別区長 }

厚生労働省健康局長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の公布について (公布通知)

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第102号）が公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定により医師に対して義務付けられている届出（以下「発生届出」という。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に関しては、オミクロン株の性質を踏まえて、その届出事項を保健所等による患者への健康観察の支援が適切に行われるために必要な事項に最小化し、保健医療提供体制のひっ迫防止に資するよう、医療機関の負担軽減を図ることとし、このため、発生届出の届出事項を規定している感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の一部を改正する。

2. 改正の内容

- 新型コロナウイルス感染症については、以下のとおり、発生届出の届出事項の簡素化等を行うこととする。

現行の届出事項	改正後の届出事項
当該者の職業及び住所	—
当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び電話番号（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の電話番号）
感染症の名称及び当該者の症状	感染症の名称
診断方法	—
当該者の所在地	同左
初診年月日及び診断年月日	検体採取年月日及び診断年月日
病原体に感染したと推定される年月日（感染症の患者にあつては、発病したと推定される年月日を含む。）	—
病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの	—
診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名	同左
その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項	同左

※「—」は、現行の届出事項から削除する届出事項。

- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

公布の日から施行する。